

## 双葉駅周辺施設等の運営に係る条件整理検討業務 仕様書

### 1 目的

本業務は、双葉駅周辺施設において、必要と考えられる誘導施設の調和した整備に向け、まちづくりの促進に必要と考えられる機能等の実現のための調査を含む内容の整理を行い、双葉町の計画するまちづくりの実現に最適な整備手法を導くことを目的とする。

### 2 業務対象地域

業務対象地域は、別添1「位置図」「区域図」に示す範囲とする。

### 3 業務内容

双葉駅周辺におけるまちづくりの促進に資する条件等整理を円滑に推進するために、次に掲げる業務を行う。(詳細は別表1のとおり)

#### ①施設の開発における整備から運営までに決定及び確定が必要な内容の整理

- ・事業者選定等に必要となる各諸条件等の整理
- ・事業者選定等に必要となる資料等の作成補助
- ・事業者公募に係るサウンディング調査補助及び条件等の整理
- ・その他必要な条件等の整理

#### ②町の求めるまちづくりに適した施設整備の手法検討とその実施に向けた助言

- ・施設の開業に向け、最も適した発注手法の整理とその実施に向けた助言を行う
- ・発注に並行して、まちづくりに必要な組織の組成手順・手法や、その中で選定された事業者が担う役割等について検討し、官民連携のプロセスやタスクの役割の実現に向けた助言を行う

#### ③施設整備に関する事業者公募の実施に向けた協力

- ・公募に係る実施要領等作成補助業務
- ・実施要領に基づく質問回答書作成等に係る補助業務
- ・実施要領に基づく評価項目資料の作成補助業務
- ・実施要領に基づく技術提案審査資料の作成補助業務

#### ④施設整備に関する事業の推進に向けた協力

- ・開業準備業務における基本協定書作成等に係る補助業務
- ・開業準備業務における条例制定に係る補助業務

### 4 再委託について

#### (1) 受託者は、次に掲げるものを再委託することはできない。

- ・総合調整マネジメント

- ・総合的企画、業務遂行管理
  - ・検討手法、条件の決定及び技術的判断
- (2) 受託者はコピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、資料処理、等の簡易な業務については、業務請負契約書（以下、「契約書」という。）第4条2項の規定に基づく書面による委託者の承諾は不要とする。
- (3) 受託者は、上記（1）（2）に規定する業務以外について再委託を行なう場合は、契約書第4条2項の規定に基づき書面（別添2様式）により発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 上記（2）（3）の規定により再委託を行う場合においては、次に掲げる要件を満たさねばならない。
- ①再委託の相手方が、掲示文兼説明書4（1）①及び⑥の要件を満たしていること。
  - ②受託者と再委託の相手方との契約を書面により明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施させること。

## 5 成果物

成果物は、以下のとおり取りまとめるものとする。

- (1) 報告書 A4判 2部、及び電子データ（CD-R又はDVD-R）一式  
(2) その他関係資料一式

## 6 履行期間

以下のとおり予定している。（詳細は別表1の通り）

令和8年4月中旬から令和9年10月31日（日）まで

業務区分1：令和8年4月中旬から履行開始

業務区分2：令和9年2月1日（月）から履行開始

業務区分3：令和9年4月1日（木）から履行開始

一次指定工期：令和9年6月30日（水）まで

二次指定工期：令和9年8月31日（火）まで

なお、本業務は、業務区分1の一部については令和8年3月（予定）、業務区分2については令和8年6月（予定）、業務区分3については令和9年3月（予定）に開催される双葉町の議会において本業務に係る議会承認等を得て、双葉町と当機構との間で業務委託契約を締結することを実施の条件とする。予算承認がなされない等、当機構の責めに帰することができない事由により、双葉町と当機構との間で業務委託契約（指定部分を含む）を締結できない場合、本業務の発注手続きを中止し、また当機構と受注者との間で本業務の業務請負契約を締結した後も当機構と受注者との間の業務請負契約に係る請負代金額の減額変更を行うものとし、当機構はこれによって受注者に生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

## 7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により委託者に報告すること。
- (3) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、委託者と協議を行うこと。

## 8 その他

本業務の実施にあたっては、業務環境の改善に取り組むウイークリースタンスを考慮するものとする。

ウイークリースタンスの実施にあたっては、ウイークリースタンス実施要領に基づき、調査職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

以上



地図 © GeoTechnologies, Inc. 「PL21001」

令和〇年〇月〇日

## 再委託（変更等）承諾申請書

独立行政法人都市再生機東北震災復興支援本部

総務企画部長 江坂 泰幸 殿

受託者 住所

氏名 株式会社〇〇〇〇

〇〇 〇〇 印

契約名称：

令和〇年〇月〇日付けをもって締結した上記の契約に関して、以下のとおり業務の一部を再委託したく、契約書第〇条第〇項に基づき申請するので、手続き方お願いします。

項目	申請内容
再委託の相手方 (住所、氏名)	〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇 △△株式会社
再委託業務の内容	・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
再委託業務の契約予定額	〇〇千円（契約金額に対する比率〇%） ※見積書を添付
再委託を行う必要性 及び 再委託の相手方の選定理由  (変更の場合は、再委託の変更理由も記載)	(再委託する必要性)  (再委託の相手方の選定理由)